

伊賀市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月8日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第 62 号

伊賀市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊賀市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「この限りでない」を「行わないものとする」に改め、同項第 1 号中「が属する」を「の属する」に、「別表に定める階層区分が」を「階層区分が別表に定める」に、「により出産育児一時金等出産に関する給付」を「の被保険者、組合員又は被扶養者であって、その社会保険において分娩費、出産費、助産費等の出産に関する給付を受けることができる額」に改め、「を受けることができる場合で、当該出産一時金」を削り、「39 万円」を「48 万 8,000 円」に改め、同項第 2 号中「が属する」を「の属する」に改め、同号中「(所得税の額が 8,400 円未満の世帯を除く。)」を削り、同号ただし書中、「市長が必要と」を「D 階層のうち市町村民税所得割の額が 19,000 円以下の場合で真にやむを得ない特別の事情があると市長が」に改める。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条、第 7 条関係）

徴収基準表

助産の実施の開始日における妊産婦の属する世帯及び各月初日における母子生活支援施設入所世帯の階層区分		助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額（助産の実施期間中の	徴収額（月額）

		額)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円2,200円
D 1	A階層及び	9,000円以下	6,600円3,300円
D 2	C階層を除	9,001円～27,000円	9,000円4,500円
D 3	き当該年度	27,001円～57,000円	13,500円6,700円
D 4	分の市町村	57,001円～93,000円	18,700円9,300円
D 5	民税の課税	93,001円～177,300円	29,000円14,500円
D 6	世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	177,301円～258,100円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とす
			20,600円

		る。)	
D 7	258, 101円～348, 100円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54, 200円を超えるときは54, 200円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27, 100円を超えるときは27, 100円とする。)
D 8	348, 101円～456, 100円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68, 700円を超えるときは68, 700円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34, 300円を超えるときは34, 300円とする。)
D 9	456, 101円～583, 200円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85, 000円を超えるときは	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42, 500円を超えるときは42, 500

D10
D11
D12

	85,000円とする。)	円とする。)
583,201円～704,000円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
704,001円～852,000円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
852,001円～1,044,000円	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超え

			えるときは 143,800円とす る。)	るときは71,900 円とする。)
D13		1,044,001円～1,225,500円	その月のその措 置児童等に係る 措置費等の支弁 額（全額徴収。 ただし、その額 が166,600円を超 えるときは 166,600円とす る。)	その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 （全額徴収。た だし、その額が 83,300円を超え るときは83,300 円とする。)
D14		1,225,501円～1,426,500円	その月のその措 置児童等に係る 措置費等の支弁 額（全額徴収。 ただし、その額 が191,200円を超 えるときは 191,200円とす る。)	その月のその入 所世帯に係る措 置費等の支弁額 （全額徴収。た だし、その額が 95,600円を超え るときは95,600 円とする。)
D15		1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収

別表備考第1項中「C1階層に」を「この表のC階層に」に、「C1階層及びC2階層」を「D1～D15階層」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- 2 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定による調

整方法を行わないものとする。

別表備考中第5項を第6項とし、同表備考第4項中「所得税」を「市町村民税所得割」に、「8,400円」を「19,000円」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第3項第3号アからオまで以外の部分中「第13項、第14項及び第15項」を「第12項、第13項及び第14項」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に、次の1項を加える。

- 3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月18日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第63号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年伊賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「につき」に改める。

第21条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の介護時間については、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

（勤務時間条例第17条の2第2項の規則で定める期間）

第29条 勤務時間条例第17条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

伊賀市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月19日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第64号

伊賀市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の育児休業等に関する規則（平成16年伊賀市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

第3条第1項中「育児休業の承認の請求」を「育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求」に、「育児休業承認請求書（様式第1号）」を「育児休業承認請求書」に改める。

第4条第1項中「育児休業の期間の延長の請求」を「育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求」に改める。

第5条第2項中「養育状況変更届（様式第2号）」を「養育状況変更届」に改める。

第9条の2を削る。

第10条の見出しを「（育児休業条例第13条の規則で定める育児短時間勤務承認請求書）」に改め、同条中「に規定する」を「の規則で定める」に、「様式第4号」を「様式第1号」に改める。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、第1号及び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第13条中「場合には」の次に「、職員に対して」を加える。

第14条中「育児休業条例」を「第2条の2の規定は、育児休業条例」に、「は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上あり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする」を「について準用する」に改める。

第15条の見出し中「承認」を「申出及び申出の内容の変更並びに承認」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1項の申出及び申出の内容の変更並びに前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「部分休業の」を「育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の」に、「部分休業承認請求書（様式第5号）」を「第1号部分休業承認請求書又は第2号部分休業承認請求書」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

育児休業法第19条第2項の規定による部分休業の申出及び同条第3項の規定による申出の内容の変更は、部分休業申出書により行うものとする。

第17条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「この規則」を「第3条第1項の育児休業承認請求書、第5条第2項の養育状況変更届、育児休業条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書、第15条第1項の部分休業申出書並びに同条第2項の第1号部分休業承認請求書及び第2号部分休業承認請求書等の様式その他この規則」に、「市長が」を「市長が別に」に改める。

様式第1号から第3号までを削り、様式第4号を様式第1号とし、様式第5号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の伊賀市職員の育児休業等に関する規則（以下「新規則」という。）第15条及び第17条の規定の例により、施行日以後における部分休業に係る手続を行うことができる。この場合において、その行われた手続は、施行日において新規則第15条の規定により行われたものとみなす。

伊賀市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第65号

伊賀市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和2年伊賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、条件付採用の期間中の職員について正式採用となるための勤務成績その他の能力の実証が十分でないと認められる場合においては、その条件付採用の期間を1年に至るまで延長することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。